

2026 年 4 月 1 日

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく しみず運送株式会社 一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2026 年 4 月 1 日～2031 年 3 月 31 日（5 年間）

2. 内容

【目標 1（女性活躍推進法）】

採用選考における女性応募者の比率を、現状の 45%から 50%以上に引き上げる。

<対策>

2026 年 4 月～

求人広告や自社サイトに、女性専用のパウダールームやトイレの写真を掲載し、清潔な就業環境を可視化する。

【目標 2（次世代育成支援対策推進法）】

計画期間内に、男性社員の育児休業取得率を 30%以上にする。

<対策>

2026 年 4 月～

子供の出生時に父親が取得できる配偶者出産休暇の周知を行う。

掲示板等を利用し、育児・介護時に利用できる社内制度を全従業員に周知する。

【目標 3（次世代育成支援対策推進法：労働時間の状況）】

フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を 30 時間未満とする

<対策>

2026 年 4 月～

月次残業状況を全従業員に周知。

繁忙期の事前需要予測と外注活用。最適な人員配置・シフト調整。